

宇都宮市地域新電力
事業パートナー募集要項

令和2年11月13日 策定
令和3年 1月 8日 改定

宇都宮市

1	趣旨と目的	1
(1)	本事業の趣旨と目的	1
(2)	地域新電力事業の目指す姿	1
(3)	地域新電力事業のスキームイメージ	2
2	事業パートナーに求める業務	2
3	事業パートナーに求める能力	2
4	公募に関する条件等	3
(1)	応募者の構成と定義	3
(2)	応募者の備えるべき参加資格要件	4
(3)	需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件	4
(4)	応募書類提出後の参加資格の取消しについて	5
(5)	応募者、構成員の変更	5
5	提案に関する条件	5
(1)	地域新電力会社の設立	5
(2)	設立形態について	5
(3)	登記先	5
(4)	資本金・資本構成について	5
(5)	資金調達について	6
(6)	電力の調達について	6
(7)	電力の供給について	6
(8)	事業実施体制について	6
(9)	利益活用の方針について	6
(10)	市と事業パートナーの責任分担	7
(11)	地域新電力会社設立が不調となった場合の処理	7
6	市の協力事項	7
(1)	電力小売に関して	7
(2)	電源調達に関して	7
(3)	地域還元の取組に関して	7
7	事業パートナーの公募及び選定に関する事項	8
(1)	公募及び選定方法	8
(2)	公募及び選定スケジュール	8
8	応募手続き	8
(1)	募集要項の公表	8
(2)	参加表明書の提出	8
(3)	募集要項等への質問の受付、質問及び質問回答	9
(4)	参加表明書撤回届の受付	9
(5)	応募資格確認申請書類、提案書等の受付	9
(6)	応募資格確認結果の通知	10
(7)	応募辞退に関する提出書類	10
(8)	提案内容に関わるプレゼンテーションの実施	10
(9)	応募にあたっての留意事項	11
9	優先交渉権者の決定	12
(1)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定の決定	12
(2)	優先交渉権者の通知・公表	12
(3)	次点交渉権者との協議	12
(4)	優先交渉権者を選定しない場合	12
10	応募手続きに関する問い合わせ先	12
11	参考資料	13
12	提案書への記載内容	14

1 趣旨と目的

(1) 本事業の趣旨と目的

宇都宮市（以下、「市」という。）では、平成28年3月に「第3次宇都宮市環境基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定し、6つの重点戦略を設定するとともに、「宇都宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、2030年度時点での温室効果ガス排出削減目標を「2013年度比マイナス27%」と市独自の施策事業による削減上乘せ分を見込んだ国を上回る目標を設定している。

今後、「宇都宮市が目指すべき環境都市の姿」や「温室効果ガス排出削減目標」の実現、さらには「持続可能な開発目標（SDGs）」を達成するため、ネットワーク型コンパクトシティの形成やLRTを中心とした公共交通ネットワークの構築などの施策と強く連携し、都市の質の向上や地域の活性化等新たな価値を創出しながら脱炭素化を進めることが必要である。

「地域新電力会社」の設立は、基本計画の重点戦略として位置づけた「自然と調和したコンパクトなまちづくり」や「グリーンな交通システムの構築」の実現、また、市内の再生可能エネルギーをLRTや市有施設へ供給することによる「再生可能エネルギーの地産地消」を推進し、市域の温室効果ガス排出量の大幅な削減を図るとともに、小売電気事業から得られた収益を、市内の再生可能エネルギー設備の維持・拡大や公共交通の維持・充実に活用するなど、市の環境課題の解決に貢献することを目的としている。

これまでの検討を通して、地域新電力の事業運営には、小売電気事業に関する専門的な知識とシステム・ノウハウ・経験や、外部環境変化（制度設計、技術革新等）に対応した企画立案能力、経営能力など様々な能力が必要となる。

そこで、これらの能力を有するとともに、市との共同出資により（仮）宇都宮市地域新電力会社（以下、「地域新電力会社」という。）を設立し、小売電気事業の実施及び地域還元事業を共に検討・企画する企業（以下、「事業パートナー」という。）を、公募型プロポーザル方式によって選定することとした。

なお、市は、本募集要項に示す条件等を踏まえ、事業者自らの創意工夫を活かした提案を求めており、提案内容については、今後策定する地域新電力会社の事業計画等の基礎資料とすることを想定している。また、市は上記目的のために、提案内容について協議を求める場合がある。

(2) 地域新電力事業の目指す姿

市の「脱炭素化のシンボル」になるとともに、LRTを契機とした未来都市のまちづくりの構築を下支えする地域新電力会社となることを目指す。

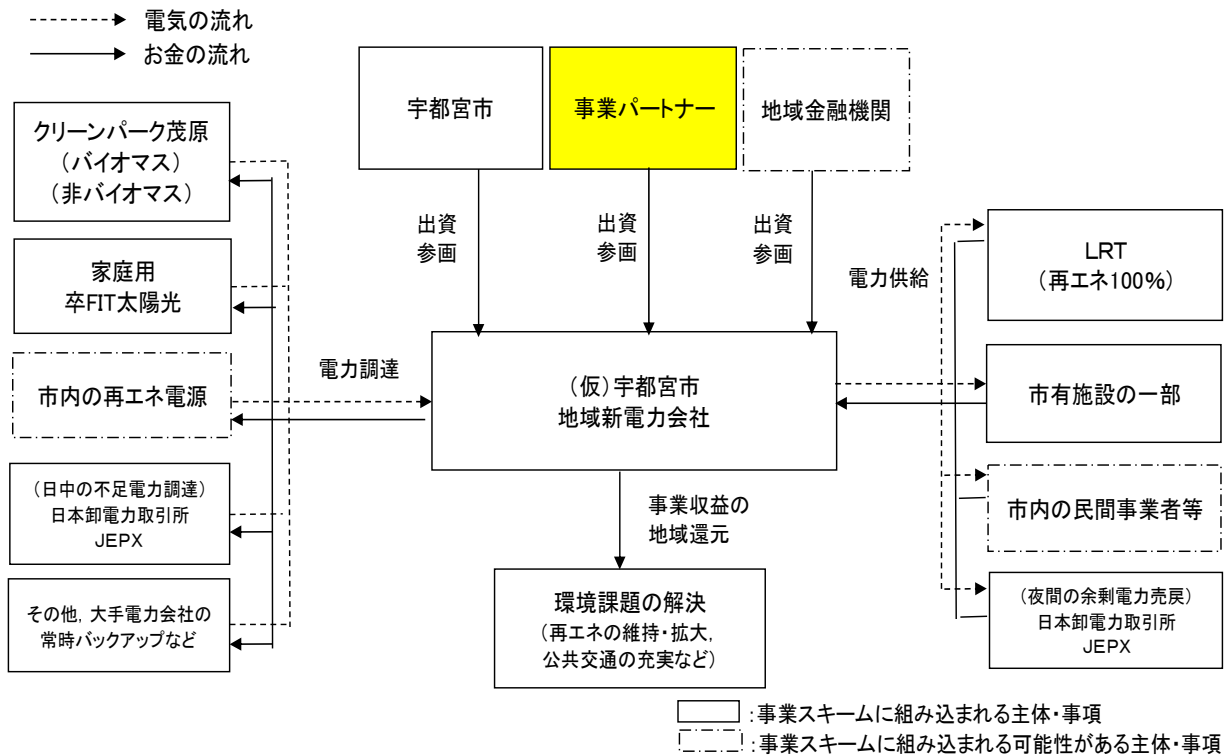
まず、クリーンパーク茂原における廃棄物発電及び家庭用の太陽光発電からの電力を調達し、市有施設の一部やLRTに供給することで、市有施設の脱炭素化や公共交通ネットワークの「要」となるLRTを『ゼロ・カーボン・トランスポート¹』とすることを目指す。

その後地域の再生可能エネルギーを調達し、地域の民間事業者に供給するなど電源・需要家を拡大し、市の脱炭素化をより一層推進するほか、事業収益によりネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた各種取組を進めていく。

¹ 電力使用によるCO₂排出量が0kg-CO₂となることを想定している。

(3) 地域新電力事業のスキームイメージ

地域新電力事業スキームとして下図のようなイメージを想定している。



2 事業パートナーに求める業務

- ア 法人設立業務（定款の作成，創立総会の開催，設立登記等）
- イ 小売電気事業の登録業務（関係機関への申請書の作成，ヒアリング対応等）
- ウ 日本卸電力取引所（略称：JEPX）²への会員登録業務（提案内容によって，必要に応じて実施すること）
- エ 地域新電力会社の運営に関する各種業務

3 事業パートナーに求める能力

事業パートナーと市が共同で設立する地域新電力会社の経営は柔軟で機動性の高いものとする。

そのため，地域新電力事業に関して必要な業務は，事業パートナーが中心となって実施することを想定しており，事業パートナーにはこれらの業務を担う能力を保有することを求める。

- ア 経営戦略の策定・管理業務（市の電力需給市場を踏まえたマーケティング戦略，事業計画の策定・管理等）
- イ 営業業務（契約約款作成，料金メニュー開発，需要家への営業，電源調達のための営業，契約締結業務等）
- ウ 需給管理・調整業務（電力需要予測にあわせた電源確保，JEPX，ベースロー

² 日本卸電力取引所とは，登録会員のみが取引に参加可能で，現物の電気（kWh）の売買を行なう市場のこと。

- ド市場³、常時バックアップ等からの電源調達等)
- エ 財務に関する業務（資金の調達・管理，財務戦略の立案・実行・管理等）
- オ 経理に関する業務（託送料金⁴の支払，電源調達費の支払，インバランス料金⁵の支払，委託費（balancingグループ⁶代表事業者への支払含む）の支払，請求書発行，未収金管理等）
- カ 顧客管理・対応業務（顧客情報管理，問い合わせ窓口，各種案内送付等）
- キ 法制度に基づく計画・報告作成業務
- ク 事業利益を活用した地域還元業務に関する企画立案業務（再生可能エネルギーの普及等）
- ケ 総務・広報・会計系の業務（取締役会・株主総会業務，広報・メディア関係業務，決算書作成・法人税等計算申告等）
- コ その他，地域新電力事業に必要な業務

なお，需給管理・調整業務については，「4 公募に関する条件等（3）需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件」に準ずることとする。同業務は当面，事業パートナーに委託する予定であるが，将来的には「業務の内製化」を行うことを想定している。

4 公募に関する条件等

(1) 応募者の構成と定義

ア 事業パートナーの定義等

事業パートナーとは，「市との共同出資により地域新電力会社を設立し，小売電気事業の実施及び地域還元事業を共に検討・企画する企業」をいう。

応募者は，3の「事業パートナーに求める能力」を備えた，単独企業または複数企業によるコンソーシアムとする。

イ 複数企業によるコンソーシアムの留意事項

それぞれの企業において，3の「事業パートナーに求める能力」の全てを満たす必要はなく，コンソーシアム全体として，3の「事業パートナーに求める能力」の全てを満たすことで足りる。

また，代表の企業（以下，「代表事業者」という。）を定め，その代表事業者が応募手続を行うこととする。

ウ 事業パートナーに求める能力の明示

応募資格確認申請書類や提案書等の提出時には，応募者が保有する能力について

³ 石炭火力や大型水力などといったベースロード電源の電気供出を制度的に求め，新電力事業者が年間固定価格で購入可能とする市場であり，2019年7月に開設された。

⁴ 託送料金とは，小売電気事業者が需要家に対して調達した電力を送る際に，送配電事業者の配電設備を通じて電気を運ぶための料金のこと。

⁵ インバランス料金とは，小売電気事業者または発電事業者が計画値同時同量を達成できず，供給する電力の過不足が発生した場合，その調整のための対価として支払う料金のこと。

⁶ バランシンググループ（代表契約者制度）とは，発電事業者または小売電気事業者が自らの電力調達・需給管理業務の一部をbalancingグループの代表契約者に対して委託を行い，インバランス料金による経済負担を減らすことを目的とした仕組みのこと。

て、以下の書類の提出によって明らかにすること。

- ・ 経済産業省が定める小売電気事業者であることを証する書類
- ・ 電力販売実績が確認できる書類（有価証券報告書、四半期報告書などの決算説明資料等）

なお、上記書類はコンソーシアム全体として全て提出がなされることで足りる。

エ 複数応募の禁止

応募者または応募者と資本面もしくは人事面において密接な関連のある者は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。

なお、「資本面において密接な関連がある者」とは、議決権総数の過半数を有し、またはその出資の総額の100分の50超を出資している者をいい、「人事面において密接な関連がある者」とは、当該企業の取締役役員を兼ねている者をいう。

オ その他

優先交渉権者となった事業パートナーは、ただちに市と協議を行い、「（仮）宇都宮市地域新電力会社の共同設立に関する協定書」（以下、「基本協定」という。）を締結することとし、基本協定締結後、速やかに地域新電力会社設立に向けた合弁契約締結協議を行うものとする。

(2) 応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者の共通参加資格要件

応募書類提出時において、次に該当する者は、応募者（事業パートナー）になることはできないものとする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

- (イ) 宇都宮市暴力団排除条例第2条(1)あるいは(5)に該当する者
- (ウ) 会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きをしている者
- (エ) 最近一年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者
- (オ) 宗教活動や政治活動を目的とする者
- (カ) 民間金融機関及び公的金融機関
- (キ) 市が本公募に関わるアドバイザー業務を委託している者、または関連業務を受託した者、または当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またはこれらの者と資本面もしくは人事面において密接な関連がある者
なお、本公募に係る市のアドバイザー業務を受託した者は次のとおり
・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

(3) 需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件

応募者のうち、需給管理・調整業務を担う者は、経済産業省に登録されている小売電気事業者である者のうち、次のア～ウのいずれかに該当する会社法上の法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（NPO法人）（以下「者」という。）とする。

- ア 需給管理・調整業務実績を有する者（複数企業で応募する場合は1社以上）
- イ 日本卸電力取引所（JEPX）での取引実績を有する者
- ウ その他、上記ア及びイと同等の経験・実績を有する者で、その経験が市によって認められた者

上記参加資格要件を確認するため、応募者は以下の書類を提出すること。

- ・ 日本卸電力取引所（JEPX）の会員証書並びに取引実績
- ・ 需給管理・調整業務実績を証する書類（他社との需給管理・調整業務の請負契約書や需給管理システムの調達契約書、運用実績等）⁷

(4) 応募書類提出後の参加資格の取消しについて

応募書類の提出後、応募者が優先交渉権者決定までの期間に上記（1）及び（2）で定める資格要件を欠くような事態が生じた場合、市は応募者の参加資格を取り消すこととする。ただし、コンソーシアムにおける代表事業者を除く応募者については、市がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

(5) 応募者、構成員の変更

応募申請書類の提出後は、応募者の変更または追加は原則として認めない。

ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、コンソーシアムにおける代表事業者を除く構成員の変更または追加について認めることがある。なお、その場合には、変更または追加する構成員が上記（1）及び（2）で定める資格要件を満たすことを証明しなければならない。変更または追加した場合には、速やかに該当証明のための書類及び様式3-8を提出すること。

5 提案に関する条件

公募に対して提案するにあたり、次に示す条件に同意できること。

(1) 地域新電力会社の設立

ア 応募者は市と共同出資することで市内において、新たに地域新電力会社を立ち上げる事業パートナーとなること。

イ 事業パートナーは、令和3年4月を目途に地域新電力会社を設立し、令和4年1月からの電力供給を開始できるよう小売電気事業者の登録申請をはじめとする諸手続きを完了させること。

(2) 設立形態について

ア 立ち上げる地域新電力会社の事業形態は会社法上の株式会社とすること。

イ 定款には、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限に関する定めを記入すること。

ウ 取締役会及び監査役を設置すること。

(3) 登記先

地域新電力会社の本店を栃木県宇都宮市内に設置し、設立登記を行うこと。

(4) 資本金・資本構成について

地域新電力会社設立時における資本金額については、当面の資金繰りや財務健全性等を考慮の上、適切に見込むこと。

⁷ 機密情報と判断される情報は、各自で保護すること。

また、市の出資比率は51%を予定しており、事業パートナーは、提案時において市を除く出資者の出資比率が49%となるよう出資すること。

なお、本事業には、市が指定する地域金融機関の出資も想定されることから、最終的な資本金額及び出資比率については、協議の上決定する。

(5) 資金調達について

提案時において、借入金の調達金利に関する前提は短期プライムレートとし、平成21年1月13日以降の最頻値（＝年率1.475%）として統一すること。

(6) 電力の調達について

地域新電力会社設立後、令和4年1月を目途に、クリーンパーク茂原における廃棄物発電及び家庭用の太陽光発電（卒FIT⁸）からの電力を調達する。

廃棄物発電の価格設定については、「11参考資料」によるものとする。

将来的には、市内におけるその他の再生可能エネルギー由来の電力等を購入し、電力供給を実施する。

なお、クリーンパーク茂原は、今後約10年経過後に建て替えを想定していることから、不足分について市内の再生可能エネルギー電源を最大限活用しつつ、安定的な電力調達を目指すこと。

(7) 電力の供給について

地域新電力会社設立後、令和4年1月を目途に、「11参考資料」に示す市有施設の一部に小売供給するとともに、順次、LRTへの小売供給も実施する。

なお、「11参考資料」の中で「切替必須施設」に分類される市有施設は、事業開始からできるだけ速やかに電力調達先の切替を完了すること。その他の市有施設の切替や民間需要施設等に対する小売供給を想定する場合は、適切な時期に小売供給を開始すること。

また、市有施設の切替によって生じる諸費用は、地域新電力会社が負担する。参考資料1-2で整理しているLRTの契約電力並びに想定消費電力量はあくまで想定であり、実際の消費電力量などは、変動する可能性がある。

(8) 事業実施体制について

地域新電力会社の運営は、事業パートナーが中心となって行うことを想定しており、市の方針・施策事業等を踏まえ、日常的に市と連携・調整を図りながら、効率的に会社運営を行うことができる業務実施・管理体制を整備すること。

体制の構築にあたっては、地域新電力会社に対するバックアップ体制を十分に整えること。

(9) 利益活用の方針について

本事業で得た利益については、「第3次宇都宮市環境基本計画」等の趣旨を踏まえ、地域課題の解決に資する取組に活用すること。そのため、事業開始から一定の期間は株主への配当を行わないことを想定しているが、一定期間経過後の取り扱いについては協議の上決定する。

⁸ 経済産業省が定める固定価格買取制度（通称FIT）の買取期間（10kW未満の場合は10年間）が満了した太陽光発電設備を指す。

また、地域還元事業を効果的に実施するため、宇都宮市内に本店を構える市内事業者との連携を必須とする（ただし、市内事業者のみとの連携において地域還元事業の実施が困難である場合は、この限りではない）。

地域還元事業を行う上で、応募者以外の事業者との連携を想定する場合、提案書の記載においては、当該事業者名は伏せ、事業者の所在地、業種や事業概要、地域還元事業における役割などを記載するものとする。

なお、利益活用に伴う収支は、「12提案書への記載内容」に記載されている収支計画に含めないものとする。地域新電力会社における地域還元事業については、選定事業者の提案等を踏まえ、協議の上決定する。

(10) 市と事業パートナーの責任分担

ア 基本的考え方

地域新電力会社設立における市と事業パートナーの役割・責任分担の考え方は、原則として、地域新電力会社設立に関する事務手続きや法的に必要な手続きを含め、一切の業務は、事業パートナーが実施するものとする。一方、出資比率に応じた資本金の供出など、市が担うべき業務については市が実施する。

イ 予想されるリスクと責任分担

市と事業パートナーの責任分担は、基本協定及び募集要項等を踏まえた応募者による提案書等によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

(11) 地域新電力会社設立が不調となった場合の処理

市及び事業パートナーのいずれの責めにも帰すべからざる理由によって、地域新電力会社設立が不調となったときには、市と事業パートナーは、その準備に関して既に支出した費用は各自の負担とする。

6 市の協力事項

(1) 電力小売に関して

市は、市有施設の電力契約を一度にまたは段階的に、地域新電力会社に切り替えるべく、最大限の努力を行うとともに、LRTに対する電力供給を実施できるよう必要な支援・協力を実施する。

市は地域新電力会社設立から継続的に電力調達を行うことを最大限努力する。

(2) 電源調達に関して

市は、地域新電力会社が市の廃棄物発電施設（クリーンパーク茂原）等からの電力を調達できるよう必要な支援・協力を実施する。

市は地域新電力会社設立へ継続的に電力供給を行うことを最大限努力する。

※ なお、廃棄物発電施設については、ごみ焼却施設として稼働しているため、発電量の変動によるインバランスコストの発生や、発電設備の一時停止等の事業リスクが想定される。

(3) 地域還元の取組に関して

市は、地域新電力会社が「自然と調和したコンパクトなまちづくり」や「グリーンな交通システムの構築」等の市の政策に即した取組みを実施するにあつ

て、市の保有する人的ネットワークや各種情報を提供する事を通じて支援すべく、最大限の努力を行う。

7 事業パートナーの公募及び選定に関する事項

(1) 公募及び選定方法

事業パートナーの選定は、競争性、公平性及び透明性を確保するため、「公募型プロポーザル方式」により実施する。

(2) 公募及び選定スケジュール

公募及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市のホームページにて公表する。

日時	予定
令和2年11月13日（金）	募集要項等の公表
令和2年11月13日（金）から 令和2年12月4日（金）	参加表明書の提出及び募集要項等に関する質問の受付
令和2年12月16日（水）	募集要項等に関する質問回答
令和2年12月16日（水）から 令和2年12月25日（金）	参加表明書撤回届の提出
令和2年11月13日（金）から 令和3年1月22日（金）	提案書等の受付期間
令和3年1月29日（金）	応募資格確認結果の通知
令和3年2月9日（火） 予定	提案内容のプレゼンテーション評価
令和3年2月中旬	優先交渉権者と次点交渉権者の決定

8 応募手続き

(1) 募集要項の公表

令和2年11月13日（金）に市ホームページで公表する。

(2) 参加表明書の提出

本公募に参加を表明するものは、以下のとおり参加表明書を提出すること。なお、市は、募集要項等の参考資料として、参加表明書を提出した応募者のうち、代表事業者に対して「11参考資料」に示す電子情報の配布を予定している。

ア 提出書類

様式2-1～2-3に従い、参加表明書等を作成し、提出すること。

イ 提出期間

令和2年11月13日（金）から令和2年12月4日（金）午後5時までとす

- る。
- ウ 提出場所
〒320-0818 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市環境部環境政策課環境計画グループ
- エ 提出方法
郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

(3) 募集要項等への質問の受付，質問及び質問回答

本募集要項等に関する質問の受付を以下のとおり実施する。また，質問の内容を考慮して，募集要項等の内容を変更する場合がある。

- ア 受付期間
令和2年11月13日（金）から令和2年12月4日（金）午後5時までとする。
- イ 受付方法
電子メール（開封確認付き）による送信のみ受け付ける。
- ウ 質問書の様式
様式1-1，1-2に基づき，質問内容を記載し市の問い合わせ先に対して電子メールにて送信すること。なおメールタイトルには「募集要項等に関する質問（会社名）」と明記すること。
- エ 問い合わせ先
宇都宮市環境部環境政策課環境計画グループ
u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp
- オ 回答方法
令和2年12月16日（水）に全ての応募者に，電子メールにて回答する。
なお，質問者名は公表しないものとする。

(4) 参加表明書撤回届の受付

参加表明書を提出した応募者が，「募集要項等に関する質問回答」結果等を受け，公募への参加を見送る場合は，以下のとおり参加表明書撤回届を提出すること。

- ア 提出書類
様式2-4に従い，参加表明書撤回届を作成し，提出すること。
- イ 提出期間
令和2年12月16日（水）から令和2年12月25日（金）午後5時までとする。
- ウ 提出場所
〒320-0818 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市環境部環境政策課環境計画グループ
- エ 提出方法
郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

(5) 応募資格確認申請書類，提案書等の受付

応募者は，応募資格申請書類並びに提案書を以下のとおり提出すること。
なお，提案書の作成については，「12提案書への記載内容」を参照すること。

なお、応募者から提出された提案書等の内容に疑義がある場合には、必要に応じて個別ヒアリングの実施や確認資料の追加提出を求める場合がある。

ア 提出書類

(応募資格確認申請書類)

様式3-1～3-6に従い、応募資格確認申請書類を作成し、提出すること。

(提案書)

様式4-1～4-12に従い、提案書等を作成し、提出すること。

イ 提出期間

令和2年11月13日（金）から令和3年1月22日（金）午後5時までとする。

ウ 提出場所

〒320-0818 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市環境部環境政策課環境計画グループ

エ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

また、市が追加で電子データを求める場合は、速やかに対応すること。

(6) 応募資格確認結果の通知

市は、提案書等の受付期間終了日をもって、応募者から提出された応募資格確認申請書類により資格審査を行う。

市は、資格審査を行った結果を令和3年1月29日（金）までに書面により通知する。なお、資格審査の結果、参加資格がないと認められた応募者は、通知を受けた日から7日以内に市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。その場合は、様式3-7を提出すること。市は説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(7) 応募辞退に関する提出書類

応募資格の確認を受けた者が応募を辞退する場合は、以下のとおり応募辞退届を提出すること。

ア 提出書類

様式3-9に従い、応募辞退届を作成し、提出すること。

イ 提出場所

〒320-0818 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市環境部環境政策課環境計画グループ

ウ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

(8) 提案内容に関わるプレゼンテーションの実施

提出された提案書及びプレゼンテーションに基づき評価を行い、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として選出する。審査基準は、「宇都宮市地域新電力事業パートナー選定基準（以下、選定基準）」による。なお、プレゼンテーションの順番は提案書提出順とする。

実施する場合の実施時期、方法等は以下のとおりとする。

ア 実施日時

令和3年2月9日（火）予定（詳細な日時・場所は追って連絡する）

イ 実施場所

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所内

ウ 内容・方法等

提案書を使用し、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。ただし、必要に応じて事務局から資料の追加提出を求める場合がある。1応募者当たり45分程度（うち説明15分、質疑応答30分）とする。ただし、プレゼンテーションの参加者が多数の場合、説明時間の変更を行う場合がある。プレゼンテーションの説明者は1応募者当たり3名以内とする。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、プレゼンテーションの実施方法を非対面にするなどの措置を設ける可能性がある。

(9) 応募にあたっての留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

イ 応募に係る費用

応募に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

ウ 提出期間後の応募書類の差替え等

提出期間後における応募書類の差替え及び再提出は認めない。

エ 提案書の取扱い

提案書の著作権は当該作成者に帰属する。提出された提案書は、優先交渉権者の選定に係る公表等以外に応募者に無断で使用しない。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、応募者に確認の上、これを使用することができるものとする。なお、提出された提案資料は返却しない。

オ 市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を、応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

カ 使用言語、単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

キ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- (ア) 応募資格のない者が行った応募
- (イ) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった提案書による応募
- (ウ) 記名押印のない提案書による応募
- (エ) 同一の応募者による2つ以上の応募
- (オ) 応募書類に記載された応募グループの代表事業者以外の者が行った応募
- (カ) 応募書類等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った応募
- (キ) 上記に掲げるものの他、応募に関する条件に違反した応募

ク 応募の中止

天災地変等やむを得ない理由により応募の執行ができないときは、これを延期し、または中止する場合がある。募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

9 優先交渉権者の決定

(1) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定の決定

市は、提案内容の審査に関して、選定基準を踏まえて専門的見地から総合的に評価を行うために、学識経験者などにより構成される審査委員会を設置する。市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。なお、市が設置した審査委員会の委員は次のとおりである。

(委員名は50音順)

No	委員名 (敬称略)	役職等
1	五味淵 郁章	栃木県弁護士会 弁護士
2	斎藤 秀樹	日本公認会計士協会東京会栃木県会 公認会計士
3	林 泰弘	早稲田大学 理工学術院 教授
4	諸富 徹	一般社団法人 日本シュタットベルケ・ネットワーク 理事
5	横尾 昇剛 ★	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授

★：審査委員会委員長

※ なお、公募・選定期間中に審査委員会の委員に選定の陳情等を行った応募者は、選定対象から除外する。

(2) 優先交渉権者の通知・公表

優先交渉権者決定後、速やかに、すべての応募者に対して通知する。また、審査結果等について、市ホームページに掲載し公表する。

(3) 次点交渉権者との協議

優先交渉権者と地域新電力会社の設立に向けた協議が成立しなかった場合は、市は次点交渉権者と設立に向けた協議をすることができるものとする。

(4) 優先交渉権者を選定しない場合

公募、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者がいない場合、またはいずれの応募者の提案も、選定基準の1- (4) に示す選定要件を満たさない等の理由により優先交渉権者を選定せず、本募集を取り消す場合がある。募集を取り消す場合には、この旨を速やかに市ホームページに掲載し、公表する。

10 応募手続きに関する問い合わせ先

担 当：宇都宮市 環境部 環境政策課 環境計画グループ

住 所：〒320-0818 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

電 話：028 - 632 - 2403

F A X：028 - 632 - 3316

電子メール：u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp

11 参考資料

市は、募集要項等の参考資料として次の情報を応募者のうち、代表事業者に対して電子的に配布を予定している。

- ・参考資料1-1_電力小売予定先施設の電力需要に関する情報
- ・参考資料1-2_電力小売予定先LRT関連施設の電力需要に関する情報
- ・参考資料2-1_廃棄物発電施設の電力売電情報
- ・参考資料2-2_電力供給を予定する廃棄物発電施設における電力売電実績
- ・令和元年度 宇都宮市 地域新電力会社設立検討業務 報告書及び事業方針
- ・平成30年度 宇都宮市 地域新電力地域新電力調査検討業務 報告書
- ・平成29年度 宇都宮市 L R T 沿線低炭素化促進事業 報告書

なお、過年度報告書や事業方針に記載されている各種データは参考数値であり、算定に使用する数値は参考資料1-1～2-2等を参照すること。

また、提案に当たっては次に示す情報を参照の上検討すること。

- ・第3次宇都宮市環境基本計画
- ・第3次宇都宮市環境基本計画後期計画
(令和2年12月に計画素案のパブリックコメントを予定)
- ・宇都宮市SDGs未来都市計画
- ・宇都宮スマートシティモデル推進計画
- ・環境省 第五次環境基本計画

12 提案書への記載内容

応募者は、少なくとも以下の記載内容を明らかにして、提案書を作成すること。

No.	審査項目	記載内容
1	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施にあたっての基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ エネルギー地産地消や再生可能エネルギー導入によるCO₂削減 ✓ 地域のための利益活用方針 ✓ 目標値の設定 ✓ レジリエンス強化 ✓ 経営方針 ・ 資本金等の調達方針及び調達条件 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 調達先 ✓ 出資割合の記載 ✓ 出資時期 ✓ 応募企業の企業情報 ・ 借入金等の調達方針及び調達条件 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 借入先の記載（地域内循環を意識） ✓ 金額 ✓ 借入期間 ・ 新会社設立～小売開始までのスケジュール
2	電力調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源構成の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物発電の優先的調達 ✓ 電源調達における観点 ・ 再生可能エネルギー電源の調達計画 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電源別の電力調達計画 ✓ CO₂排出係数の想定推移 ✓ 市内の調達予定電源 ・ 非再生可能エネルギー電源の調達計画 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市内の非再生可能エネルギー電源（FIT等） ✓ 調達方法（グループの電源活用等） ・ その他電源の利用について <ul style="list-style-type: none"> ✓ JEPX, バックアップ電源など ・ クリーンパーク茂原の施設稼働停止後（10年後を想定）における、具体的な地域再生可能エネルギー電源の調達方法等
3	電力小売計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小売営業の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電気料金水準、利益の活用方法 ✓ 民間を含む想定供給先 ✓ 目標販売量 ・ 小売予定先の市有施設の供給計画 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「切替必須施設」を含めた供給計画 ・ 小売予定先の民間事業者等の供給計画

No.	審査項目	記載内容
4	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支計画の試算 <ul style="list-style-type: none"> ✓ PL, BS, CF計算書に基づく収支計画の提示 ✓ 資本金額の設定及びその説明の理由 ✓ 地域内の経済循環効果 ✓ 市有施設のエネルギーコスト削減効果 ・ 小売価格・調達価格等の設定方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 価格設定の考え方, プロセス ✓ 価格設定の妥当性を確認する継続的なモニタリング手法
5	組織管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織管理の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 役割分担の考え方 (コンソーシアムの場合) ✓ 地域と密着する体制 ・ 事業実施体制及び事業パートナーの役割分担 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各社の役割分担 (コンソーシアムの場合) ✓ ガバナンス体制 (市との連携方法) ✓ 役員構成 ✓ 本店の設置場所 ・ 需給管理・調整業務の実施方法 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 運用体制 ✓ 過去実績 ✓ 実施方法
6	リスク管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業におけるリスクの想定及びその対応策, 出資者間でのリスク分担 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 想定されるリスクの列挙 (収支変動リスク, 電力システム改革, その他リスク) 及び対応策 ✓ 市のリスク分担の考え方 ・ 緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害時の緊急体制 (市との連絡体制について) ✓ 事業パートナーの倒産, 会社の清算 ✓ 災害時の電力ネットワーク体制
7	利益活用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業利益活用の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本事業の目的に沿った利益活用計画の立案, 実施 ・ 事業利益を活用した事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業内容や手法の記載 ✓ 市内事業者などステークホルダーとの連携